

平成 3 1 年 度 ( 2 0 1 9 年 度 )  
科 学 研 究 費 助 成 事 業

基盤研究 ( B ・ C ) 「特設分野研究」審査の手引

平成 3 1 年 ( 2 0 1 9 年 ) 1 月

独立行政法人日本学術振興会



## 科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。



## 【平成31年度(2019年度)公募における主な変更点】

- ◆研究計画調書の「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄について、評定要素に合わせ、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しています。

## 【平成31年度(2019年度)審査における主な変更点】

- ◆基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の書面審査における評定基準等（13頁参照）において、評定要素の内容を変更し、従来の「（4）研究課題の波及効果」は「（1）研究課題の学術的重要性」の中に統合しています。
- ◆審査の際に、科研費電子申請システム（電子審査システム）と各研究代表・分担者のresearchmapページ及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）とを直接リンクを張る形式で掲載情報を審査委員が必要に応じて参照できるようにしました。



## は し が き

本手引は、科研費のうち基盤研究（B・C）「特設分野研究」の審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範（37頁）について参考にするとともに、本手引の全ての留意点等に配慮して審査してください。

### （重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・ 審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・ 審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・ 電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・ パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・ 審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

## 目 次

1	審査における基本的事項	1
2	「特設分野研究」の審査について	3
3	書面審査（事前の選考含む）について	6
4	合議審査について	10

### 〔参 考〕

1	基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の書面審査 における評価基準等	13
2	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する 規程（抜粋）	17
3	平成31年度公募において設定する分野	25
4	科学研究費助成事業 「審査区分」	27
5	研究者が遵守すべき行動規範について	37



## 1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

### (1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業(科研費)の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

#### <ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の評価・審査などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

### (2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所(強い点)と短所(弱い点)を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査区分を選択しています。審査委員から見て審査区分の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

### (3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査にあたって知り得

た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、全ての審査委員の任期が終了した後に日本学術振興会において公開するまでは非公開としていますので、その間は自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないよう注意してください。委員氏名の公表時期は当該年度の審査を行った全ての審査委員の任期（最大3年）が終了した後です。

#### (4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

##### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることのないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

## 2 「特設分野研究」の審査について

### 「特設分野研究」の概要

「特設分野研究」は、小区分では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれています。

このため、他の研究種目等との重複応募を可能としていますが、「特設分野研究」に応募する研究計画は、継続研究課題及び重複応募研究課題とは、研究内容に重複がないものに限り、平成31年度（2019年度）は、平成29年度（2017年度）に設定された「オラリティと社会」、「次世代の農資源利用」、「情報社会におけるトラスト」の3つの分野を設けています。

応募総額 基盤研究（B）応募区分「特設分野研究」500万円以上 2,000万円以下

基盤研究（C）応募区分「特設分野研究」500万円以下

研究期間 3年間

※基盤研究（B）、基盤研究（C）を区分せず審査

※採択予定課題数 分野ごとに30件以内

### (1)「特設分野研究」の審査の特徴

基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）（以下、「特設分野研究」という）は、小区分では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれた応募区分になるため、審査にあたっては設定された分野の内容に沿った課題を厳選してください。特に最終的に採否を決める合議審査においては、「特設分野研究」として採択すべき課題が少なく、採択可能件数に達しない場合でも、採択に値しない課題を無理に採択する必要はありません。

また、他の研究種目等との重複応募を可能としていますが、「特設分野研究」に応募する研究計画は、継続研究課題及び重複応募研究課題とは、研究内容に重複がないものに限り、

### (2)審査方法

「特設分野研究」の審査は、設定された分野ごとの小委員会で、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する総合審査方式によって行われます。総合審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、合議により応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。これにより、幅広い視点から応募研究課題の学術的な意義を審査できるようにしています。

審査に当たっては、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価してください。

また、「特設分野研究」の分野設定の特性上、応募された研究課題の研究内容は幅広い分野にまたがっているため、多様な研究分野において高い見識を有した審査委員が選考されています。自分の専門分野に合致しなくても、自らの専門分野を背景にして、担当する研究課題について必ず審査を行ってください。

応募研究課題数が多い場合は、事前の選考（プレスクリーニング）を行い、総

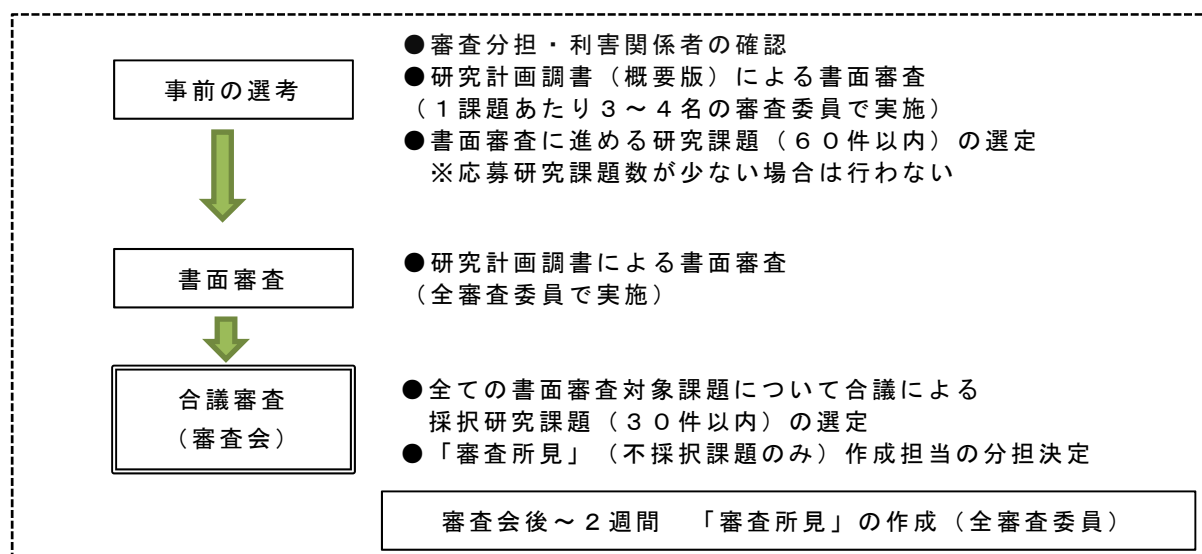
合審査が可能な件数に絞り込みます。

[平成31年度（2019年度）設置小委員会]

- オラリティと社会小委員会
- 次世代の農資源利用小委員会
- 情報社会におけるトラスト小委員会

### (3) 審査の流れ

「特設分野研究」の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うことになります。



#### ① 事前の選考（応募研究課題数が少ない場合は行いません）

1 研究課題あたり3名又は4名の審査委員で研究計画調書（概要版）を用いて、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、基盤研究（B）と基盤研究（C）を区分して評点を付し、総合審査可能な件数に絞り込みます。

#### ② 書面審査

事前の選考で選定された全ての応募研究課題について、研究計画調書を用いて、研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、基盤研究（B）と基盤研究（C）を区分せず評点を付すとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。

#### ③ 合議審査

書面審査における各審査委員の総合評点及び審査意見が審査資料として提示され、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、他の審査委員との討議を重ね、採択研究課題を選定します。

※合議審査終了後、合議審査対象課題のうち不採択となったものに関しては、全審査委員で分担して研究代表者に開示する「審査所見」を作成します。

### <「特設分野研究」の審査に当たっての注意点>

- 「特設分野研究」では、基盤研究（B）と基盤研究（C）の応募研究課題について、同一の評価基準を用いて審査を行ってください。
- 事前の選考では、「研究計画調書の概要」、「本特設分野研究への応募理由」に研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を合わせた「研究計画調書（概要版）」のみによる絞り込みを行います。
- 書面審査で用いる研究計画調書のうち、基盤研究（B）と基盤研究（C）を比較すると、基盤研究（C）の「1 研究目的、研究方法など」欄の記述量が1ページ少なくなっています。

※総合審査に関する内容と審査に関する留意点は、本手引きの別冊にまとめていますので、審査を開始する前に本手引と併せて必ず読んでください。

### 3 書面審査（事前の選考含む）について

#### (1) 審査方法

事前の選考及び書面審査は、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の書面審査における評定基準等」（13頁）に従って行ってください。

##### ① 評点の付し方（評点分布）

事前の選考及び書面審査における評点分布は、分野ごとに応募件数及び採択可能件数に応じて設定します。各審査委員は、インターネット上の「科研費電子申請システム（電子審査システム）」（以下、「システム」という）で示される評点分布に従って評点を付してください。

この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。このため、特に書面審査においては、設定された件数の制約のために評点を調整して入力（例えばSとしたいものを件数制限のためやむを得ずAと入力）した研究課題については、その旨を審査意見に記入し合議審査の参考としてください。

※事前の選考では、基盤研究（B）、基盤研究（C）それぞれの研究種目において、総合評点を付してください。

書面審査では、基盤研究（B）、基盤研究（C）の区分なく、総合評点を付してください。

##### ② 審査意見の記入について（書面審査のみ）

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

また、合議審査対象課題で採択されなかった研究課題のうち応募者が開示を希望している場合に、「審査所見」を開示します。「審査所見」は、この「審査意見」を参考に作成することになりますので、他の審査委員にその内容が適切に伝わるよう記入してください。

なお、事前の選考においては、「審査意見」の記入は不要です。

##### ③ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄について

合議審査の際に参考とするための情報ですので、当該欄に記載されている内容は、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。

##### ④ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は書面審査の評価項目としては考慮せず、手続き等に問題があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、

審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

## ⑤ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の利用について

平成 31 年度(2019 年度)の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成データベース(KAKEN)の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap や KAKEN の利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点にご留意ください。

- ・researchmap には、審査には関係が無い情報が登録されている場合もありますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することのないよう、注意してください。

## (2) 電子審査システムの利用について

事前の選考及び書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより、入力します。

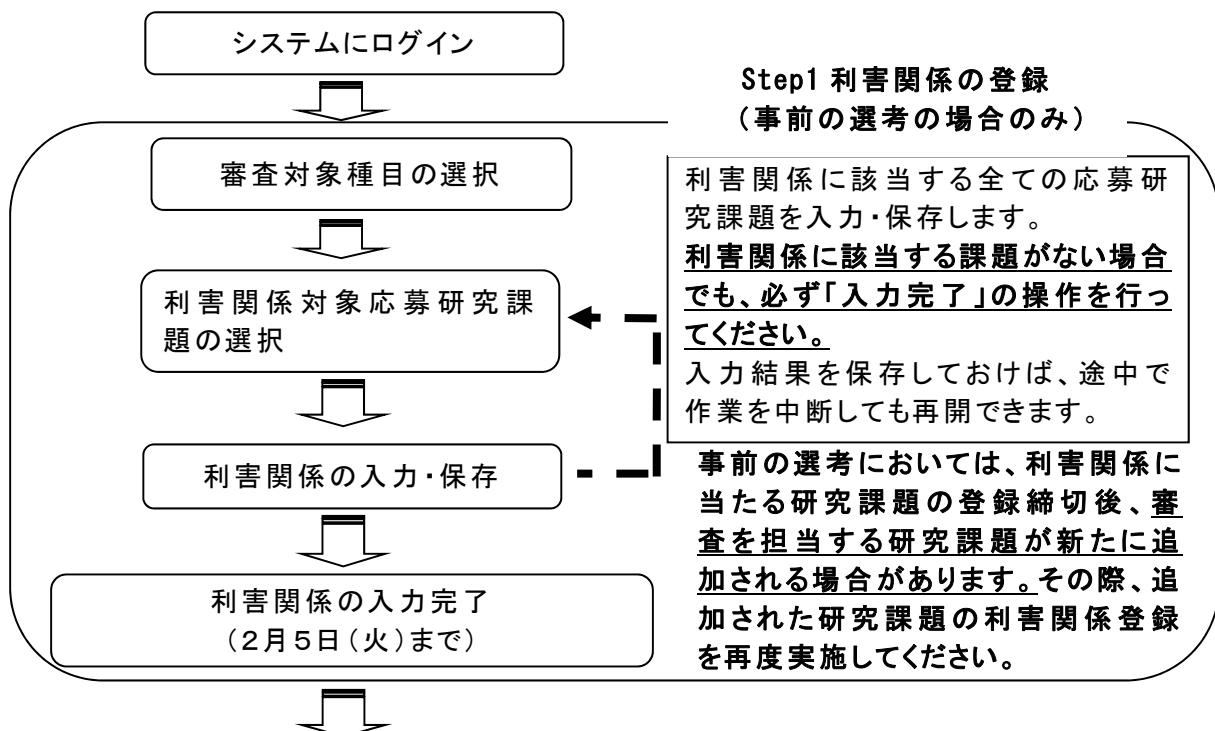
システムの利用にあたっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示された ID・パスワードが必要となります。

### ○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（特設分野研究）」を参照してください。

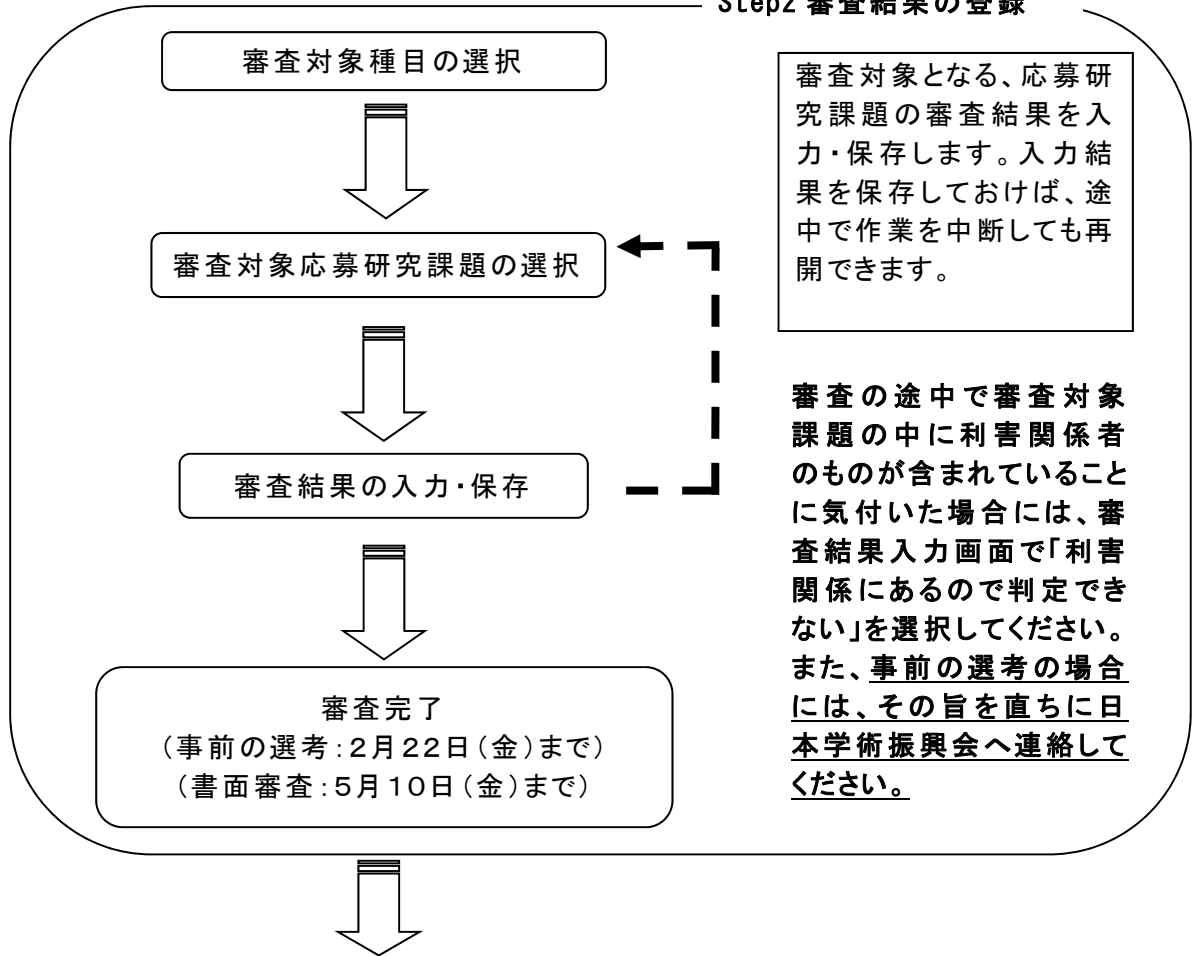
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、  
**Step 2 審査結果の登録へ進んでください。**

## Step2 審査結果の登録



事前の選考又は書面審査の終了です。

※システムログインが可能となるのは、平成31年（2019年）2月1日（金）からです。

### (3) 評定(審査結果)登録期限

#### ① 事前の選考

〔利害関係の登録〕

平成31年（2019年）2月 5日（火）まで【厳守】

〔審査結果の登録〕

平成31年（2019年）2月22日（金）まで【厳守】

#### ② 書面審査

〔審査結果の登録〕

平成31年（2019年）5月10日（金）まで【厳守】



## 【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### ◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 企画調整係

TEL 03-3263-1431

FAX 03-3263-1824

### ◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会経営企画部情報企画課情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

## (4)書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

### 〔研究計画調書〕

書面審査を完了したら、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要な事項を記入の上、以下の書類をまとめて返送してください。

#### ●事前の選考で使用した研究計画調書（概要版）

※事前の選考終了時点での返送は不要です。

#### ●書面審査で使用した研究計画調書

※合議審査の際に再度使用しますので、必ず返送してください。

**返送期限：審査会開催予定日の5営業日前【必着】**

### 〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後（研究計画調書の返送後）も、システム上では、研究計画調書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。また、合議審査後、不採択課題に対する審査所見を作成する際にも、システムを利用します（研究計画調書と全審査委員の書面審査時の審査意見がシステム上で参照できます）。このため、審査所見の作成が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、審査所見の作成完了後に、裁断等により処分してください。

## 4 合議審査について

総合審査においては合議審査が重要な役割を持っています。優れた研究課題を選定するため、個々の研究課題の学術的価値について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、小委員会として採否を決定してください。

特に、各審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査にあたっては、十分に議論を行ってください。

審査会では、書面審査における総合評点及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、合議により採択研究課題を選定します。

### 【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられていますが、個々の評点や平均点は採否を決める主要な情報ではなく、あくまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

### 【不合理な重複や過度の集中に関する扱い】

選定した採択候補研究課題について、競争的資金の不合理な重複や過度の集中が起こることなく、研究課題を十分に遂行しうるかどうかを、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照して、判断してください。

ただし、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費とは異なる性質のものです。それらの事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

### 【他に応募中の課題や継続課題との重複の確認について】

本応募区分については、公募要領に記載の「特設分野研究」は、小区分では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者に開かれています。このため、他の研究種目等との重複応募を可能としています。ただし、「特設分野研究」に応募する研究計画は、継続研究課題及び重複応募研究課題とは、研究内容に重複がないものに限り、踏まえ、他に応募中の課題等がある場合には、研究内容に重複がないか確認してください。

(参考) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

(平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (平成 29 年 6 月 22 日改正))

#### 不合理な重複・過度の集中の考え方

##### 「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

##### 「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合



# 参 考



## 1 基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本応募区分では、審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で応募研究課題について幅広い視点から議論により審査する「総合審査」を実施します。

この審査方式により、研究課題に対する深い理解と徹底した議論によって、その提案の独自性、創造性、実行可能性を多角的に見極め、優れた研究課題を見出すことができるよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために「事前の選考」（プレスクリーニング）を行います。事前の選考及び書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

なお、基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）では、未開のまま残された重要な分野、技術の長足な進歩によって生まれつつある分野、分野横断的な研究から生まれることが期待される分野として応募された研究課題が対象となることを念頭に審査を行ってください。

## i 評定基準

### 〔評定要素〕

#### (1) 研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

#### (2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

#### (3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

### 〔総合評点〕

#### 【事前の選考】

各研究課題について、上記(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
4	応募件数に応じて調整
3	
2	
1	
利害関係があるので判定できない	—

#### 【書面審査】

各研究課題の採択について、上記(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評



点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	S～Bに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

### 〔審査意見の記入〕

基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

## ii その他の評価項目

### 研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評 定 基 準 (評価に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成30年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究(B)(特設分野研究) 71.2%

基盤研究(C)(特設分野研究) 68.3%

### iii 留意事項

#### (1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

#### (2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

## 2 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

平成29年8月28日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
改正平成30年10月3日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究(A・B)、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究(以下「若手研究」という。)、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)
  - (1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究(A・B)、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者
  - (2) 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
  - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
  - (4) 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野が近い者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究(S)の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野が近い者をいう。

#### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
  - (1)「総合審査」 審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上

で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。なお、特別推進研究及び基盤研究(S)に係る補助金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書を活用する。

(2)「2段階書面審査」 各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

- 二 研究進捗評価
- 三 中間評価
- 四 事後評価

#### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

#### (評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

#### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

#### 二 研究成果公開促進費の場合 (略)

### (評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成29年6月改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

## 二 研究種目（応募区分）別の方針

- (1) 科学研究費（特別推進研究）（略）
- (2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究）（略）

### ① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（略）

イ 配分額の調整（略）

ウ 配分予定額の決定（略）

エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い（略）

オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究を十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあつては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ 研究進捗評価結果の取扱い（略）

キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 総合審査においては採択候補研究課題、2段階書面審査においては応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

ク 補助事業完了理由書等の取扱い（略）

### ② 個別事項

ア 基盤研究（S）（略）

イ 基盤研究（A）（B）（C）

a 応募区分「一般」（略）

b 応募区分「海外学術調査」（平成30年度助成に係る公募以降公募停止）（略）

c 応募区分「特設分野研究」

(ア) 特設分野研究における独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

(イ) 研究課題の研究期間は、期待される研究成果をあげるための適切な期間とし、募集の1回目は3年から5年、募集の2回目は3年又は4年、募集の3回目は3年とする。

(ウ) 各分野への配分方法

新規応募研究課題に係る各特設分野ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額とする。

(エ) 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、書面審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果を踏まえ、合議審査において決定する。

ウ 若手研究（Ａ）（Ｂ）（平成３０年度助成に係る公募以降公募停止）（略）

エ 若手研究（略）

オ 研究活動スタート支援（略）

カ 挑戦的萌芽研究（平成２９年度助成に係る公募以降公募停止）（略）

キ 挑戦的研究（略）

(3) 科学研究費（奨励研究）（略）

(4) 研究成果公開促進費（略）

(5) 特別研究員奨励費（略）

(6) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（略）

（審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究（略）

二 基盤研究（Ｓ）（略）

三 基盤研究（Ａ）（応募区分「一般」）（略）

四 基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「一般」）、若手研究（Ｂ）、若手研究（略）

五 研究活動スタート支援（略）

六 挑戦的研究（略）

七 基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「特設分野研究」）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）



- ② 「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

小委員会は、あらかじめ設定された採択予定件数に基づき、合議により採択研究課題を選定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。
- ② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

八 奨励研究 (略)

九 研究成果公開促進費 (略)

十 特別研究員奨励費 (略)

十一 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) (略)

十二 継続研究課題(特別推進研究を除く) (略)

(審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

- 一 特別推進研究 (略)
- 二 基盤研究(S) (略)
- 三 基盤研究(A)(応募区分「一般」) (略)
- 四 基盤研究(B)(C)(応募区分「一般」)、若手研究、研究活動スタート支援 (略)
- 五 挑戦的研究、基盤研究(B)(C)(応募区分「特設分野研究」)

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位を開示する。さらに、合議審査対象課題の研究代表者のうち、採択されなかった者に対して、上記と併せて、当該研究課題の審査結果の所見及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

- 六 奨励研究 (略)
- 七 国際情報発信強化 (略)
- 八 研究成果公開発表、学術図書、データベース
- 九 国際共同研究加速基金(帰国発展研究)

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 中間評価 (略)

第5章 事後評価 (略)



### 3 平成31年度公募において設定する分野

この表は、基盤研究（B・C）（応募区分「特設分野研究」）についてのみ適用されるものです。

各分野の公募を行う期間（公募期間）は、分野設定初年度から3年度目までとし、公募期間初年度に応募可能な研究期間は3～5年間、公募期間2年度目は3～4年間、公募期間3年度目は3年間となります。

#### ○平成31年度公募において設定する分野

分 野	内 容	分野 番号	公募期間
オラリティと 社会	<p>オラリティ(orality)とは、一般にリテラシーに対比される概念である。後者が文字の文化や書き言葉の世界を意味するのに対し、前者は即興的で一過性の話し言葉の世界や声の文化を意味する。本分野では、文字に対する音声という狭義の意味に留めず、共在性を特徴とする社会関係にオラリティの本質を求める。</p> <p>対面関係（育児、看護、介護、臨床など）や座談（親密さ、家庭、たまり場、くつろぎ、団らん、雑談）が共在性の例である。そこでは、音声コミュニケーションを核としつつも、それだけに還元できない身体的な相互作用が重要な役割を果たす。</p> <p>さらに、オラリティは、声音、表情、しぐさ、語りから他者の気持ちを理解し、共感や共鳴する能力、共在を可能にする能力を含む。このため、研究課題には会話など音声コミュニケーションや声の文化だけでなく、身振りや表情、手話、より抽象的な情動、ケア、ナラティブ・セラピー、ライフ・ストーリー、オーラル・ヒストリー、パフォーマンス・アート、集会的記憶の継承、さらに人間に限らず動物の鳴き声やふるまいや人間と動物との関係なども含まれる。</p> <p>現代においては、SNSや携帯電話などのメディア・テクノロジーの発達によって、オラリティを核とする共在のあり方が大きく変化している。私たちの社会活動の範囲は格段に拡大し、以前より便利になった。さらに、共在としてのオラリティを研究支援する技術（音声や映像のセンシング、解析技術、SNSの記録、内容分析、マイニングなど）や研究成果を応用する技術（介護ロボット、機械翻訳、eラーニング、マルチモーダル対話など）の近未来を含む現代のテクノロジーの発達にも注目が集まっている。</p> <p>他方で、SNSが普及するにつれ共在することの重要性が薄れ、共感や共鳴能力も衰え、さまざまな社会問題や心身問題が生じているという議論もある。</p> <p>本特設分野は、以上のような現代的状況を踏まえ、オラリティを核とする共在や共感のあり方を対象とする人文学や社会科学的な研究に加えて、コミュニケーションに関わるメディア・テクノロジーや対面的社会関係の支援に関わるさまざまな技術の研究など、共在としてのオラリティと社会に関する多様なアプローチからなる新しい学術分野である。</p>	N010	平成29年度 ～ 平成31年度

分野	内容	分野番号	公募期間
次世代の農資源利用	<p>地域の豊かな自然や農資源を持続的に利用することによって経済活動を展開してきたのが第1次産業である。しかし、近年は、短期的な生産性や収益性が重視される市場原理によって、資源配分や資源利用産業の集中と画一化が生じ、それによって第1次産業が経済的に疲弊するとともに、地域社会の持続性が著しく低下している。例えば、人類は過去において数千種に及ぶ植物種を栽培し、食してきたが、食料を増産し飢餓を克服するために経済合理性を追求してきたこともあり、農作物の種や品種の多様性が失われてきた。林業、水産業、畜産業におけるすべての農資源においても同様のことが見受けられる。このような多様性が欠如した画一的な農資源の利用（モノカルチャー化）は、土壌環境などの農資源生産基盤の劣化を進めるとともに、災害リスクを増大させている。さらに、都市集中や利便性重視の政策展開は、上記の農資源の多様性低下と相まって、自立した多様な地域社会の喪失につながっている。持続的な社会を構築するために、経済政策の再検討はもとより、科学的基盤に基づき次世代の農資源利用を展望する長期的な視野に立った研究が求められている。</p> <p>本特設分野は、持続的な社会を創出することを目的に、農資源利用の多様性を回復させる研究、多様性回復が環境負荷や災害リスクの長期的軽減に及ぼす影響に関する研究、農資源の機能性を高め、農業、林業、水産業、畜産業、発酵産業などに技術革新をもたらす基礎研究と、その成果を地域社会に生かすシステムや地域特有の産業と連携した社会システムに関する研究などを総合的に推進する分野の展開を模索する。</p> <p>例えば、市場に受け入れられ、かつ循環型社会形成に役立つ新たな農資源やその機能の開発研究、農学に立脚した研究シーズを地域社会ニーズに活用する政策研究、地域に特有の農資源の機能性を活用するための社会システム研究、個性豊かな地域社会形成を支える技術基盤に関する研究などが考えられる。あるいは、歴史を遡り、世界に目を向けることで、多様な農資源がどのように地域の自然と調和して維持されて来たかという視点から次世代の第1次産業を模索する研究も考えられる。農学各分野に加えて、生態学、環境科学などの自然科学や、経済学、政策科学などの社会科学を含む広範な学術分野である。</p>	N011	平成29年度 ～ 平成31年度
情報社会におけるトラスト	<p>情報通信分野の急速な進展により、コンピュータやセンサなどからネットワークを介して大量のセンシング情報が生成され、ビッグデータとしてクラウドなどのサイバー空間に蓄積されるようになった。実空間の人やモノがそれらを複合的に活用することで、人々の日常生活、社会経済活動、教育研究活動、行政活動などに資する新たなサービスが創出され、多数の人々がそれらを社会インフラとして利用する新しい情報社会が到来しつつある。</p> <p>このような情報社会が健全に発展するには、情報通信のユビキタス性を阻害することなくトラスト（信頼関係）を確保することが重要になってくる。昔から我々の社会では人と人とのつながりが、組織、市場、社会へと広がり、信頼関係が構築されてきた。しかし、それだけでは顔の見えないネット越しの社会における信頼関係の構築には十分でなく、セキュリティやプライバシーにも関わる様々な社会的問題が生じている。</p> <p>多様な利害関係者が存在する情報社会におけるトラストの確保は容易ではない。人、組織、サービス、システムなどの構成要素の間で、誰（あるいは、どれ）が何をどの程度信頼するのかといったトラストの前提条件がしばしば曖昧である。個々の構成要素からみて、あるいは総体として、どのようなトラストが実現されているのかが明らかでないことも多い。トラストの客観的な評価尺度や評価法、多様な制約条件のもとでトラストを適切に設計し実現する手法、また、対象となるサービスやシステムの信頼性を担保する社会的な取組の強化も確立していない。</p> <p>また、製造、農耕、商取引、金融、物流、交通、観光、福祉、医療、教育、防災、省エネ、環境改善など社会のあらゆる分野において、人やモノから得られる様々な情報を複合的に利用できればできるほど、より高度なサービスが提供できる反面、秘密保持やプライバシー保護がより困難になる。トラストに応じて個人情報や営業秘密、知的財産を含む様々な情報の開示範囲や詳細度を適切に設定するには、どのような法制度や規範が必要なのか、倫理や道徳の観点から考えるべきことは何か、技術やシステム、サービス、ビジネスモデルなどとの整合性をどのように担保するかなどの問題も存在する。</p> <p>本特設分野は、現代社会におけるトラストに関して多面的に研究する分野である。</p>	N012	平成31年度

#### 4 科学研究費助成事業 「審査区分」 (平成30年度助成に係る審査より適用)

○審査区分表の見方について . . . . .	27
○審査区分表 (総表) . . . . .	29
○審査区分表 (小区分一覧) (略)	
○審査区分表 (中区分、大区分一覧) (略)	

平成28年12月22日

科学技術・学術審議会学術分科会  
科学研究費補助金審査部会



## 審査区分表の見方について

- 審査区分表は科研費の審査区分を示すもので、応募者が、自ら応募研究課題に最も相応しい審査区分を選択するためのものです。
- 審査区分は、小区分、中区分、大区分の3つの区分からなり、  
審査区分表は、**審査区分表（総表）、審査区分表（小区分一覧）、審査区分表（中区分、大区分一覧）**からなります。総表を基に、審査区分の全体像を把握できます。さらに詳しい内容について、それぞれの審査区分表を確認の上、応募する審査区分を選択して下さい。
- **小区分は審査区分の基本単位です。また、「基盤研究（B, C）（応募区分「一般」）」及び「若手研究」の審査区分です。**小区分には内容の例が付してありますが、これは、応募者が小区分の内容を理解する助けとするためのもので、内容の例に掲げられていない内容の応募を排除するものではありません。
- **中区分は、「基盤研究（A）（応募区分「一般」）」及び「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査区分です。**中区分の審査範囲を示すものとして、いくつかの小区分が付してあります。但し、中区分に含まれる小区分以外の内容の応募を排除するものではありません。なお、一部の小区分は複数の中区分に属しており、応募者は自らの応募研究課題に最も相応しいと思われる中区分を選択できます。
- **大区分は、「基盤研究（S）」の審査区分です。**大区分の審査範囲を示すものとして、いくつかの中区分が付してあります。但し、大区分に含まれる中区分以外の内容の応募を排除するものではありません。なお、一部の中区分は複数の大区分に属しており、応募者は自らの応募研究課題に最も相応しいと思われる大区分を選択できます。
- 小区分、中区分、大区分での審査において、研究の多様性に柔軟に対応するため、小区分では「○○関連」、中区分では「○○およびその関連分野」、大区分は記号で表記しています。





審査区分表（総表）

大区分 A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	
01010	哲学および倫理学関連
01020	中国哲学、印度哲学および仏教学関連
01030	宗教学関連
01040	思想史関連
01050	美学および芸術論関連
01060	美術史関連
01070	芸術実践論関連
01080	科学社会学および科学技術史関連
90010	デザイン学関連
中区分2：文学、言語学およびその関連分野	
小区分	
02010	日本文学関連
02020	中国文学関連
02030	英文学および英語圏文学関連
02040	ヨーロッパ文学関連
02050	文学一般関連
02060	言語学関連
02070	日本語学関連
02080	英語学関連
02090	日本語教育関連
02100	外国語教育関連
90020	図書館情報学および人文社会情報学関連
中区分3：歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野	
小区分	
03010	史学一般関連
03020	日本史関連
03030	アジア史およびアフリカ史関連
03040	ヨーロッパ史およびアメリカ史関連
03050	考古学関連
03060	文化財科学関連
03070	博物館学関連
中区分4：地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野	
小区分	
04010	地理学関連
04020	人文地理学関連
04030	文化人類学および民俗学関連
80010	地域研究関連
80020	観光学関連
80030	ジェンダー関連
中区分5：法学およびその関連分野	
小区分	
05010	基礎法学関連
05020	公法学関連
05030	国際法学関連
05040	社会法学関連
05050	刑事法学関連
05060	民事法学関連
05070	新領域法学関連

大区分 A（続き）	
中区分6：政治学およびその関連分野	
小区分	
06010	政治学関連
06020	国際関係論関連
80010	地域研究関連
80030	ジェンダー関連
中区分7：経済学、経営学およびその関連分野	
小区分	
07010	理論経済学関連
07020	経済学説および経済思想関連
07030	経済統計関連
07040	経済政策関連
07050	公共経済および労働経済関連
07060	金融およびファイナンス関連
07070	経済史関連
07080	経営学関連
07090	商学関連
07100	会計学関連
80020	観光学関連
中区分8：社会学およびその関連分野	
小区分	
08010	社会学関連
08020	社会福祉学関連
08030	家政学および生活科学関連
80020	観光学関連
80030	ジェンダー関連
中区分9：教育学およびその関連分野	
小区分	
09010	教育学関連
09020	教育社会学関連
09030	子ども学および保育学関連
09040	教科教育学および初等中等教育学関連
09050	高等教育学関連
09060	特別支援教育関連
09070	教育工学関連
09080	科学教育関連
02090	日本語教育関連
02100	外国語教育関連
中区分10：心理学およびその関連分野	
小区分	
10010	社会心理学関連
10020	教育心理学関連
10030	臨床心理学関連
10040	実験心理学関連
90030	認知科学関連

大区分B	
中区分11：代数学、幾何学およびその関連分野	
小区分	
11010	代数学関連
11020	幾何学関連
中区分12：解析学、応用数学およびその関連分野	
小区分	
12010	基礎解析学関連
12020	数理解析学関連
12030	数学基礎関連
12040	応用数学および統計数学関連
中区分13：物性物理学およびその関連分野	
小区分	
13010	数理物理および物性基礎関連
13020	半導体、光物性および原子物理関連
13030	磁性、超伝導および強相関係数関連
13040	生物物理、化学物理およびソフトマターの物理関連
中区分14：プラズマ学およびその関連分野	
小区分	
14010	プラズマ科学関連
14020	核融合学関連
14030	プラズマ応用科学関連
80040	量子ビーム科学関連
中区分15：素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野	
小区分	
80040	量子ビーム科学関連
15010	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論
15020	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験
中区分16：天文学およびその関連分野	
小区分	
16010	天文学関連
中区分17：地球惑星科学およびその関連分野	
小区分	
17010	宇宙惑星科学関連
17020	大気水圏科学関連
17030	地球人間圏科学関連
17040	固体地球科学関連
17050	地球生命科学関連

大区分C	
中区分18：材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野	
小区分	
18010	材料力学および機械材料関連
18020	加工学および生産工学関連
18030	設計工学関連
18040	機械要素およびトライボロジー関連
中区分19：流体工学、熱工学およびその関連分野	
小区分	
19010	流体工学関連
19020	熱工学関連
中区分20：機械力学、ロボティクスおよびその関連分野	
小区分	
20010	機械力学およびメカトロニクス関連
20020	ロボティクスおよび知能機械システム関連
中区分21：電気電子工学およびその関連分野	
小区分	
21010	電力工学関連
21020	通信工学関連
21030	計測工学関連
21040	制御およびシステム工学関連
21050	電気電子材料工学関連
21060	電子デバイスおよび電子機器関連
中区分22：土木工学およびその関連分野	
小区分	
22010	土木材料、施工および建設マネジメント関連
22020	構造工学および地震工学関連
22030	地盤工学関連
22040	水工学関連
22050	土木計画学および交通工学関連
22060	土木環境システム関連
中区分23：建築学およびその関連分野	
小区分	
23010	建築構造および材料関連
23020	建築環境および建築設備関連
23030	建築計画および都市計画関連
23040	建築史および意匠関連
90010	デザイン学関連
中区分24：航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	
小区分	
24010	航空宇宙工学関連
24020	船舶海洋工学関連
中区分25：社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野	
小区分	
25010	社会システム工学関連
25020	安全工学関連
25030	防災工学関連

大区分D	
中区分26：材料工学およびその関連分野	
小区分	
26010	金属材料物性関連
26020	無機材料および物性関連
26030	複合材料および界面関連
26040	構造材料および機能材料関連
26050	材料加工および組織制御関連
26060	金属生産および資源生産関連
中区分27：化学工学およびその関連分野	
小区分	
27010	移動現象および単位操作関連
27020	反応工学およびプロセスシステム工学関連
27030	触媒プロセスおよび資源化学プロセス関連
27040	バイオ機能応用およびバイオプロセス工学関連
中区分28：ナノマイクロ科学およびその関連分野	
小区分	
28010	ナノ構造化学関連
28020	ナノ構造物理関連
28030	ナノ材料科学関連
28040	ナノバイオサイエンス関連
28050	ナノマイクロシステム関連
中区分29：応用物理物性およびその関連分野	
小区分	
29010	応用物性関連
29020	薄膜および表面界面物性関連
29030	応用物理一般関連
中区分30：応用物理工学およびその関連分野	
小区分	
30010	結晶工学関連
30020	光工学および光量子科学関連
中区分31：原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野	
小区分	
31010	原子力工学関連
31020	地球資源工学およびエネルギー学関連
中区分90：人間医工学およびその関連分野	
小区分	
90110	生体医工学関連
90120	生体材料学関連
90130	医用システム関連
90140	医療技術評価学関連
90150	医療福祉工学関連

大区分E	
中区分32：物理化学、機能物性化学およびその関連分野	
小区分	
32010	基礎物理化学関連
32020	機能物性化学関連
中区分33：有機化学およびその関連分野	
小区分	
33010	構造有機化学および物理有機化学関連
33020	有機合成化学関連
中区分34：無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野	
小区分	
34010	無機・錯体化学関連
34020	分析化学関連
34030	グリーンサステナブルケミストリーおよび環境化学関連
中区分35：高分子、有機材料およびその関連分野	
小区分	
35010	高分子化学関連
35020	高分子材料関連
35030	有機機能材料関連
中区分36：無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	
小区分	
36010	無機物質および無機材料化学関連
36020	エネルギー関連化学
中区分37：生体分子化学およびその関連分野	
小区分	
37010	生体関連化学
37020	生物分子化学関連
37030	ケミカルバイオロジー関連

大区分 F	
中区分38：農芸化学およびその関連分野	
小区分	
38010	植物栄養学および土壌学関連
38020	応用微生物学関連
38030	応用生物化学関連
38040	生物有機化学関連
38050	食品科学関連
38060	応用分子細胞生物学関連
中区分39：生産環境農学およびその関連分野	
小区分	
39010	遺伝育種科学関連
39020	作物生産科学関連
39030	園芸科学関連
39040	植物保護科学関連
39050	昆虫科学関連
39060	生物資源保全学関連
39070	ランドスケープ科学関連
中区分40：森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野	
小区分	
40010	森林科学関連
40020	木質科学関連
40030	水圏生産科学関連
40040	水圏生命科学関連
中区分41：社会経済農学、農業工学およびその関連分野	
小区分	
41010	食料農業経済関連
41020	農業社会構造関連
41030	地域環境工学および農村計画学関連
41040	農業環境工学および農業情報工学関連
41050	環境農学関連
中区分42：獣医学、畜産学およびその関連分野	
小区分	
42010	動物生産科学関連
42020	獣医学関連
42030	動物生命科学関連
42040	実験動物学関連

大区分 G	
中区分43：分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	
小区分	
43010	分子生物学関連
43020	構造生物化学関連
43030	機能生物化学関連
43040	生物物理学関連
43050	ゲノム生物学関連
43060	システムゲノム科学関連
中区分44：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	
小区分	
44010	細胞生物学関連
44020	発生生物学関連
44030	植物分子および生理科学関連
44040	形態および構造関連
44050	動物生理化学、生理学および行動学関連
中区分45：個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	
小区分	
45010	遺伝学関連
45020	進化生物学関連
45030	多様性生物学および分類学関連
45040	生態学および環境学関連
45050	自然人類学関連
45060	応用人類学関連
中区分46：神経科学およびその関連分野	
小区分	
46010	神経科学一般関連
46020	神経形態学関連
46030	神経機能学関連

大区分 H	
中区分 47 : 薬学およびその関連分野	
小区分	
47010	薬系化学および創薬科学関連
47020	薬系分析および物理化学関連
47030	薬系衛生および生物化学関連
47040	薬理学関連
47050	環境および天然医薬資源学関連
47060	医療薬学関連
中区分 48 : 生体の構造と機能およびその関連分野	
小区分	
48010	解剖学関連
48020	生理学関連
48030	薬理学関連
48040	医化学関連
中区分 49 : 病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野	
小区分	
49010	病態医化学関連
49020	人体病理学関連
49030	実験病理学関連
49040	寄生虫学関連
49050	細菌学関連
49060	ウイルス学関連
49070	免疫学関連

大区分 I	
中区分 50 : 腫瘍学およびその関連分野	
小区分	
50010	腫瘍生物学関連
50020	腫瘍診断および治療学関連
中区分 51 : ブレインサイエンスおよびその関連分野	
小区分	
51010	基盤脳科学関連
51020	認知脳科学関連
51030	病態神経科学関連
中区分 52 : 内科学一般およびその関連分野	
小区分	
52010	内科学一般関連
52020	神経内科学関連
52030	精神神経科学関連
52040	放射線科学関連
52050	胎児医学および小児成育学関連
中区分 53 : 器官システム内科学およびその関連分野	
小区分	
53010	消化器内科学関連
53020	循環器内科学関連
53030	呼吸器内科学関連
53040	腎臓内科学関連
53050	皮膚科学関連
中区分 54 : 生体情報内科学およびその関連分野	
小区分	
54010	血液および腫瘍内科学関連
54020	膠原病およびアレルギー内科学関連
54030	感染症内科学関連
54040	代謝および内分泌学関連
中区分 55 : 恒常性維持器官の外科学およびその関連分野	
小区分	
55010	外科学一般および小児外科学関連
55020	消化器外科学関連
55030	心臓血管外科学関連
55040	呼吸器外科学関連
55050	麻酔科学関連
55060	救急医学関連
中区分 56 : 生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野	
小区分	
56010	脳神経外科学関連
56020	整形外科関連
56030	泌尿器科学関連
56040	産婦人科学関連
56050	耳鼻咽喉科学関連
56060	眼科学関連
56070	形成外科学関連

大区分 I (続き)	
中区分57：口腔科学およびその関連分野	
小区分	
57010	常態系口腔科学関連
57020	病態系口腔科学関連
57030	保存治療系歯学関連
57040	口腔再生医学および歯科医用工学関連
57050	補綴系歯学関連
57060	外科系歯学関連
57070	成長および発育系歯学関連
57080	社会系歯学関連
中区分58：社会医学、看護学およびその関連分野	
小区分	
58010	医療管理学および医療系社会学関連
58020	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む
58030	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない
58040	法医学関連
58050	基礎看護学関連
58060	臨床看護学関連
58070	生涯発達看護学関連
58080	高齢者看護学および地域看護学関連
中区分59：スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野	
小区分	
59010	リハビリテーション科学関連
59020	スポーツ科学関連
59030	体育および身体教育学関連
59040	栄養学および健康科学関連
中区分90：人間医工学およびその関連分野	
小区分	
90110	生体医工学関連
90120	生体材料学関連
90130	医用システム関連
90140	医療技術評価学関連
90150	医療福祉工学関連

大区分 J	
中区分60：情報科学、情報工学およびその関連分野	
小区分	
60010	情報学基礎論関連
60020	数理情報学関連
60030	統計科学関連
60040	計算機システム関連
60050	ソフトウェア関連
60060	情報ネットワーク関連
60070	情報セキュリティ関連
60080	データベース関連
60090	高性能計算関連
60100	計算科学関連
中区分61：人間情報学およびその関連分野	
小区分	
61010	知覚情報処理関連
61020	ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連
61030	知能情報学関連
61040	ソフトコンピューティング関連
61050	知能ロボティクス関連
61060	感性情報学関連
90010	デザイン学関連
90030	認知科学関連
中区分62：応用情報学およびその関連分野	
小区分	
62010	生命、健康および医療情報学関連
62020	ウェブ情報学およびサービス情報学関連
62030	学習支援システム関連
62040	エンタテインメントおよびゲーム情報学関連
90020	図書館情報学および人文社会情報学関連

大区分 K	
中区分63：環境解析評価およびその関連分野	
小区分	
63010	環境動態解析関連
63020	放射線影響関連
63030	化学物質影響関連
63040	環境影響評価関連
中区分64：環境保全対策およびその関連分野	
小区分	
64010	環境負荷およびリスク評価管理関連
64020	環境負荷低減技術および保全修復技術関連
64030	環境材料およびリサイクル技術関連
64040	自然共生システム関連
64050	循環型社会システム関連
64060	環境政策および環境配慮型社会関連

## 5 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

### 【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）より抜粋】

#### I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

### 【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

